

令和6年度 みやしろ健康福祉プラン－高齢者編－ 目標設定表

【重点的に取り組む事業】

〔管理区分〕

新規 第9期計画期間中に新規で実施する事業

基本目標1 地域福祉の推進

基本施策2 地域の支え合いを強化します

高 齢 者 の 居 場 所 の 整 備	施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
	P52	1-2-(1)-① 地域交流サロンの推進	在宅の高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康で楽しい生活を送れるように、町と社会福祉協議会と地域住民が協力して地域の交流サロンづくりを推進します。	■高齢者支援担当 積極的に地域交流サロンを訪問し、広報紙掲載、町ホームページ掲載を通して、一人でも多くの方がサロンに参加できるようにする。また、サロン連絡会を開催しサロン代表者の交流を図り課題等共有できる場を作る。
	管理区分	担当課・室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		

基本目標3 生きがいづくりへの支援

基本施策1 高齢者の社会参加・社会貢献を支援します

活 動 機 会 の 充 実	施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
	P59	3-1-(1)-⑤ おかえりなさい！地域デビュー事業の実施	高齢者の社会参加を促し、定年を迎えた世代が地域で生き生きと活躍するため、地域デビューのきっかけづくりとなるイベントを開催します。	■高齢者支援担当 縁じょいメンバーへの新規登録者数20人以上
	管理区分	担当室 担当名		
	新規	健康介護課 高齢者支援担当		

基本目標4 安心と安全の確保

基本施策2 防災・防犯対策を推進します

施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
避難行動要支援者対策の推進	4-2-(1)-③ P62 避難行動要支援対策の推進 災害が発生した時に避難場所等の安全な場所に自力での避難することが困難な高齢者や障がい者を災害から守るため、避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。 また、平常時からの見守りや声かけ活動と、個別支援計画の策定を進めるために、自主防災組織に対する周知、説明を行います。	■高齢者支援担当 自主防災会による個別避難計画作成 福祉避難所確保に向けた課題整理 関係各課との取組共有	■高齢者支援担当 ①自主防災会との説明会を4地区に分けて実施(9月)し、名簿受取りと個別避難計画作成への理解を図る。 ②自主防災会への名簿の配布(10月以降)し、個別避難計画の提出依頼(1月末目安)する。 ③要支援者災害時受入協定を結んでいる施設を訪問し、福祉避難所の確保に向けて課題を明らかにする。(通年) ④関係各課との打合せを行い、これまでの取組を共有する。(通年)
	管理区分	担当室 担当名	■危機管理担当 個別避難計画策定の推進
		健康介護課 高齢者支援担当 町民生活課 危機管理担当 福祉課 障がい者福祉担当	■福祉支援担当 避難行動要支援者名簿の更新

基本目標5 健康づくりの推進

基本施策1 地域での健康づくりを支援します

施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
健康づくりの推進	5-1-(2)-① P64 フレイル予防事業 これまで、医療保険制度における保健事業と介護保険制度の介護予防事業をそれぞれ別の担当課で実施していましたが、これからは高齢者の保健事業、介護予防事業を各担当が連携しながら一体的に実施していきます。 高齢者の健診、介護、医療等のデータを分析し、フレイルリスクの高い方には個別支援(ハイリスクアプローチ)を行い、健康な高齢者に対しては、通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)を行います。	■国保・後期担当 一体的実施の事業計画に沿って下記を実施 ①ハイリスクアプローチ(その他の生活習慣病)の実施 ②ハイリスクアプローチ(健康状態不明者)の実施 ③ポピュレーションアプローチの実施 ④健康介護課との連携	■国保・後期担当 ①ハイリスクアプローチ(その他の生活習慣病)対象者への通知と保健指導の実施 6月～9月 ②ハイリスクアプローチ(健康状態不明者)対象者への訪問による健康状態の確認と健康診査の受診勧奨 7月～9月 ③ポピュレーションアプローチとして、通いの場での講義の実施。3か所について、それぞれ、年度前半と年度後半の2回実施。 ④健康介護課と連携会議の開催

健康づくりの推進	管理区分	担当室 担当名	■高齢者支援担当 フレイルのハイリスク者が、町の介護予防事業に参加する。	■高齢者支援担当 国保データベース（KDB）システムによって、フレイルのハイリスク者を抽出し、個別案内をすることで介護予防事業への参加を促す。
	新規	住民課 国保・後期担当 健康介護課 高齢者支援担当 健康介護課 健康増進室	■健康増進室 血圧のコントロール不良者や治療中断者に保健指導を行い、生活習慣病の重症化及び高齢による心身機能の低下を予防する。	■健康増進室 ①対象者の抽出及び通知の発送（5月） ②個別相談による保健指導2回（6～9月） ③不参加者に電話勧奨（6～7月） ④評価及び実績報告（下期）

第5章 介護保険事業

第2節 地域支援事業の現状と今後の見込

施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
5-2-1-(2) P71	一般介護予防事業 市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行により低下した通いの場への参加率の向上を目指します。	■高齢者支援担当 一般高齢者に対し介護予防の知識の普及啓発を図るため、介護予防普及啓発事業を実施する。 地域が主体的に行う介護予防や健康づくりに資する活動を支援するため、地域介護予防活動支援事業を実施する。	■高齢者支援担当 ①介護予防に大切な「運動・栄養・口腔」の知識の普及と実践のため、また、認知症予防のため、「おたっしや元気塾」を年4コース実施する。 ②地域が主体的に行う介護予防や健康づくりに資する活動を支援するために、町職員やボランティア、専門職（運動指導員や理学療法士など）を自主グループに派遣する。（随時） ③地域における介護予防の取り組みを推進する人材を育成する。 ・介護予防リーダー等ステップアップ勉強会（年2コース） ・プラザサポーター養成講座（年1コース） ・プラザサポーター発展講座（年1コース）
管理区分	担当室 担当名		
	住民課 国保・後期担当 健康介護課 高齢者支援担当		

	施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
包括的支援事業	5-2-2-(1) P72	地域包括支援センターの運営 地域包括支援センターにおいて、高齢者とその家族、地域住民などからの相談に応じ、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支援し、関係機関等へつなげられるよう努めています。高齢者の増加に伴い、相談件数の増加と複雑化する相談内容への専門的な対応力が求められています。	■高齢者支援担当 令和7年度より町内2カ所地域包括支援センター設置できるよう公募、選定する。既存の包括支援センターから新規事業所へ適切な引継ぎが実施できるよう必要に応じ後方支援する。併せて住民や各関係機関へ周知し、スムーズに移行できるよう体制を整備する。	■高齢者支援担当 ①公募要領のスケジュールに従って受託者を決定し、令和7年度から円滑に業務を開始できるよう体制を整備する。
	管理区分			
		健康介護課 高齢者支援担当		

	施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
包括的支援事業	5-2-2-(2) P73	在宅医療・介護連携の推進 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行っていきます。 事業の推進にあたっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び介護事業所などの医療・介護連携機関や関係市町などと緊密に連携し、多職種連携・協働による包括的なサービスの提供を可能とする環境整備を行います。 また、看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点、感染症や災害時における継続的なサービス提供等が求められており、関係者間の連携体制や対応を検討していきます。	■高齢者支援担当 ①医療・介護関係者研修会の開催(年度3回) ②ACP人材バンクを活用した研修の実施(年度1回) ③在宅医療・介護連携拠点の運営(業務内容の確認、次年度委託内容の決定、委託内容の定期的な点検(3月))	■高齢者支援担当 ①蓮田市、白岡市、宮代町で各1回ずつ研修会を実施したかどうか ②研修を年度内に実施したかどうか ③変更する必要があった時に対応したかどうか
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		

包括的支援事業	施策番号 5-2-2-(3) P74	具体的な取り組み 認知症総合支援事業 認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、認知症施策推進大綱の中間評価及び国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、地域の実情に応じた認知症施策を推進します。	6年度の最終目標 ■高齢者支援担当 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしている、認知症にやさしい地域作りをするため、認知症施策の各種事業を実施する。	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに) ■高齢者支援担当 ①認知症カフェの定期開催と補助金の適正な交付(随時) ②認知症サポーター養成講座の開催(キャラバンメントと協力し随時実施)、認知症サポーターステップアップ講座開催に向けた準備 ③認知症初期集中支援チームと随時連携し、対象者の情報共有と支援 ④チームオレンジ設置に向けた準備
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		
	施策番号 5-2-2-(4) P75	具体的な取り組み 生活支援体制の整備 生活支援体制の整備にあたっては、地域住民やNPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を図ります。	6年度の最終目標 ■高齢者支援担当 生活支援体制整備推進協議体を中心に世代を超えた地域支え合いの仕組みづくりを進める。	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに) ■高齢者支援担当 ①他市町村の協議体活動状況の把握(随時) ②協議体の開催(年5回以上) ③生活支援提供団体の担い手を1人以上育成する。
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		

	施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
任意事業	5-2-3-(1) P75	介護給付費等適正化事業 これまでの給付適正化主要5事業のうち、任意事業として位置づけられた「介護給付費通知」は費用対効果を見込みづらい点から主要事業から除外され、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」は「ケアプラン点検」に統合となったため「ケアプラン点検」、「要介護認定の適正化」及び「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編し、実施します。実施率は100%を目指し、取組の重点化を図ります。	■介護保険担当 適正化のための下記の点検等を実施する。 ①ケアプラン点検（住宅改修・福祉用具購入・貸与調査含む） ②認定調査票の点検 ③縦覧点検・医療情報との突合	■介護保険担当 ①居宅介護支援事業所のケアプランを点検（4事業所）のほか、住宅改修等の実施状況についての現地確認（年24件）及び福祉用具購入・貸与についても申請内容確認の上、実情に応じ現物確認（年24件）実施する。 ②認定調査票作成時に調査員以外の職員からの点検を実施。（随時） ③縦覧・突合情報に基づき過誤を実施する。（毎月）
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 介護保険担当		
任意事業	5-2-3-(4) P76	成年後見制度利用支援事業 判断能力が不十分で申し立てを行う親族等がいない高齢者の成年後見の申し立てを行います。また、成年後見制度の利用促進のための啓発活動、相談活動を実施します。	■高齢者支援担当 成年後見支援制度の利用促進に向けた方向性の検討を行うとともに、支援が必要と思われる方を地域包括支援センター等との連携により早期発見し、状況に応じて町長申立を行う。	■高齢者支援担当 ①地域包括支援センターの地域訪問活動時等に制度の周知を行う。（随時） ②地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生児童委員等との協働し成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対して、家庭裁判所へ町長申立による審判請求を行う。（随時）
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		

第6章 計画の推進にあたって

第2節 介護保険サービスの充実

	施策番号	具体的な取り組み	6年度の最終目標	6年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
介護サービス等の質の向上	6-2-2-(4) P95	介護人材の確保 不足する介護人材を確保するため、介護従事者連絡会を開催し、研修や情報提供等を実施するとともに、職員間の交流を促進し、人材定着及び資質の向上を図ります。また、申請書類や検査書類等の文書量削減の取組を行い、業務の効率化及び質の向上に努めます。	■高齢者支援担当 介護従事者連絡会を開催し、研修や情報提供を実施する。	■高齢者支援担当 ①介護従事者連絡会を開催し、研修や情報提供を実施する。
	管理区分	担当室 担当名	■介護保険担当 ①国準拠の電子申請届出システムによる届出の勧奨及び手続の相談支援を行なう。 ②事業所指定・更新・変更にかかる申請について省力可能な書類について対象事業所に周知を行なう。	■介護保険担当 ①電子申請届出システムへの手続きについて事業所からの相談に都度対応する。(随時) ②指定・更新・変更における確認事項や変更のない事項を事業所に周知し、書類の削減に寄与する。(随時)